



# 三重県公報

平成30年5月22日 (火)

第 3007 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>規 則</b>			
60	と畜場法等施行細則の一部を改正する規則	( 食 品 安 全 課 )	2
<b>告 示</b>			
356	介護保険法の規定による居宅サービス事業者の指定	( 長 寿 介 護 課 )	2
357	生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定	( 地 域 福 祉 課 )	2
358	生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出	( 同 )	3
359	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定	( 同 )	3
360	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出	( 同 )	3
<b>公 安 委 告 示</b>			
59	警備員指導教育責任者講習の実施	( 公 安 委 員 会 )	4
<b>公 告</b>			
基本測量が終了した旨の通知			( 公 共 用 地 課 ) 6
公共測量が終了した旨の通知			( 同 ) 6
開発行為の公共施設に関する工事の完了			( 建 築 開 発 課 ) 6
<b>労 働 委 公 告</b>			
労働関係調整法の規定によるあっせん員候補者の委嘱			( 労 働 委 員 会 ) 7
<b>正 誤</b>			
平成30年4月27日付け三重県公報第3000号			( 治 山 林 道 課 ) 7

## 規 則

と畜場法等施行細則の一部を改正する規則を以下に公布します。

平成30年5月11日

三重県知事 鈴木英敬

## 三重県規則第六十号

と畜場法等施行細則の一部を改正する規則

と畜場法等施行細則（昭和30年三重県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条の11中「伊賀食肉センター」を「伊賀市食肉センター」に改める。

## 附 則

以下の規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

## 三重県告示第356号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を指定しました。

平成30年5月22日

三重県知事 鈴木英敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指定年月日	サービスの種類
2470703543	特定非営利活動法人 おたすけBILLY	松阪市大黒田町 1582番地5	特定非営利活動法人 おたすけBILLY	平成30年4月1日	訪問介護

## 三重県告示第357号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

平成30年5月22日

三重県知事 鈴木英敬

指定介護機関の名称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主たる事務所の所在地	指定年月日	事業（サービス）の種類
とみむろクリニック	南牟婁郡紀宝町成川44-1	富室 哲也	南牟婁郡紀宝町成川44-1	平成30年4月1日	訪問リハビリテーション
山崎外科内科	伊勢市楠部町乙77	医療法人社団愛敬会	伊勢市楠部町乙77	平成29年12月1日	通所リハビリテーション
富田浜老人保健施設	四日市市富田浜町26-14	医療法人富田浜病院	四日市市富田浜町26-14	平成30年2月1日	短期入所療養介護
とみむろクリニック	南牟婁郡紀宝町成川44-1	富室 哲也	南牟婁郡紀宝町成川44-1	平成30年4月1日	介護予防訪問リハビリテーション
山崎外科内科	伊勢市楠部町乙77	医療法人社団愛敬会	伊勢市楠部町乙77	平成29年12月1日	介護予防通所リハビリテーション
富田浜老人保健施設	四日市市富田浜町26-14	医療法人富田浜病院	四日市市富田浜町26-14	平成30年2月1日	介護予防短期入所療養介護
富田浜老人保健施設	四日市市富田浜町26-14	医療法人富田浜病院	四日市市富田浜町26-14	平成30年2月1日	介護老人保健施設

**三重県告示第 358 号**

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出がありました。

平成 30 年 5 月 22 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

指定介護機関の名 称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主 たる事務所の所在地	事業（サービ ス）の種類	廃止 年月日
山崎外科内科	伊勢市楠部町乙 77	医療法人社団愛敬 会	伊勢市楠部町乙 77	通所リハビリ テーション	平成 30 年 1 月 1 日
山崎外科内科	伊勢市楠部町乙 77	医療法人社団愛敬 会	伊勢市楠部町乙 77	介護予防通所 リハビリテー ション	平成 30 年 1 月 1 日

**三重県告示第 359 号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

平成 30 年 5 月 22 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

指定介護機関の名 称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主 たる事務所の所在地	指 定 年 月 日	事業（サービ ス）の種類
とみむろクリニ ック	南牟婁郡紀宝町成川 44-1	富室 哲也	南牟婁郡紀宝町成川 44-1	平成 30 年 4 月 1 日	訪問リハビリ テーション
山崎外科内科	伊勢市楠部町乙 77	医療法人社団愛敬 会	伊勢市楠部町乙 77	平成 29 年 12 月 1 日	通所リハビリ テーション
富田浜老人保健 施設	四日市市富田浜町 26-14	医療法人富田浜病 院	四日市市富田浜町 26-14	平成 30 年 2 月 1 日	短期入所療養 介護
とみむろクリニ ック	南牟婁郡紀宝町成川 44-1	富室 哲也	南牟婁郡紀宝町成川 44-1	平成 30 年 4 月 1 日	介護予防訪問 リハビリテー ション
山崎外科内科	伊勢市楠部町乙 77	医療法人社団愛敬 会	伊勢市楠部町乙 77	平成 29 年 12 月 1 日	介護予防通所 リハビリテー ション
富田浜老人保健 施設	四日市市富田浜町 26-14	医療法人富田浜病 院	四日市市富田浜町 26-14	平成 30 年 2 月 1 日	介護予防短期 入所療養介護
富田浜老人保健 施設	四日市市富田浜町 26-14	医療法人富田浜病 院	四日市市富田浜町 26-14	平成 30 年 2 月 1 日	介護老人保健 施設

**三重県告示第 360 号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 (同法第 54 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。) の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出がありました。

平成 30 年 5 月 22 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

指定介護機関の名 称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主 たる事務所の所在地	事業（サービ ス）の種類	廃止 年月日
山崎外科内科	伊勢市楠部町乙 77	医療法人社団愛敬 会	伊勢市楠部町乙 77	通所リハビリ テーション	平成 30 年 1 月 1 日
山崎外科内科	伊勢市楠部町乙 77	医療法人社団愛敬 会	伊勢市楠部町乙 77	介護予防通所 リハビリテー ション	平成 30 年 1 月 1 日

## 公 安 委 告 示

## 三重県公安委員会告示第 59 号

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」といいます。）第 22 条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」といいます。）を次のとおり実施しますので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和 58 年国家公安委員会規則第 2 号。以下「講習規則」といいます。）第 2 条の規定により告示します。

平成 30 年 5 月 22 日

三重県公安委員会委員長 川 端 郁 子

## 1 実施する講習

- (1) 法第 22 条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第 7 条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」といいます。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」といいます。）
- (2) 講習規則第 6 条に規定する講習（以下「追加取得講習」といいます。）

## 2 実施期日及び実施場所

## (1) 実施期日

警備業務の区分	講習の区分	実施期日	受講定員
法第 2 条第 1 項第 4 号に規定する警備業務（以下「身辺警備業務」といいます。）	新規取得講習	平成 30 年 7 月 11 日（水）から同月 20 日（金）までのうち、三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第 2 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる休日及び実施施設の休館日に当たる火曜日（以下「休日等」といいます。）を除く 6 日間	30 人
	追加取得講習	平成 30 年 7 月 18 日（水）から同月 20 日（金）までの 3 日間	20 人
法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する警備業務（以下「雑踏・交通誘導警備業務」といいます。）	新規取得講習	平成 30 年 9 月 3 日（月）から同月 12 日（水）までのうち休日等を除く 6 日間	30 人
	追加取得講習	平成 30 年 9 月 7 日（金）から同月 12 日（水）までのうち休日等を除く 3 日間	20 人
法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する警備業務（以下「施設警備業務」といいます。）	新規取得講習	平成 30 年 10 月 15 日（月）から同月 25 日（木）までのうち休日等を除く 7 日間	30 人
	追加取得講習	平成 30 年 10 月 19 日（金）から同月 25 日（木）までのうち休日等を除く 4 日間	20 人

## (2) 実施場所

三重県津市島崎町 143 番地 6

津市労働者福祉センター（サン・ワーク津）

## 3 受講対象者

## (1) 新規取得講習

受講対象者は、受講申込時において、次のいずれかに該当する者とします。

- ア 最近 5 年間に受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」といいます。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」といいます。）第 4 条に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限ります。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」といいます。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限ります。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」といいます。）第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分

に係るものに限ります。) に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限ります。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講対象者は、受講申込時において、当該警備業務の区分以外の指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するものとします。

4 受講申込手続等

(1) 受講申込書の配布場所

三重県内の警察署生活安全課(大台警察署、熊野警察署及び紀宝警察署については、生活安全刑事課。以下同じ。)

(2) 受講申込書の受付期間

警備業務の区分	受付期間
身辺警備業務	平成30年6月5日(火)から同月8日(金)までの午前8時30分から午後5時まで
雑踏・交通誘導警備業務	平成30年7月31日(火)から8月3日(金)までの午前8時30分から午後5時まで
施設警備業務	平成30年9月11日(火)から同月14日(金)までの午前8時30分から午後5時まで

受付は、定員になり次第締め切り、郵送による申込みは受け付けておりません。

(3) 受講申込書の受付場所

三重県内の警察署生活安全課

(4) 提出書類

次に掲げる書類を各1通提出してください。

ア 講習規則別記様式第1号の警備員指導教育責任者講習受講申込書(写真(申込書提出の日前6月以内に撮影した無帽、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)を貼付したもの)

イ 3の受講対象者に該当することを疎明する書面

(ア) 3(1)アに該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」といいます。)及び履歴書

(イ) 3(1)イに該当する者

3(1)イに掲げる合格証明書の写し

(ウ) 3(1)ウに該当する者

3(1)ウに掲げる合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 3(1)エに該当する者

3(1)エに掲げる1級の検定に係る合格証の写し

(オ) 3(1)オに該当する者

3(1)オに掲げる2級の検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

(カ) 3(2)に該当する者

現に交付を受けている指導教育責任者資格者証等の写し及び(ア)から(オ)までのいずれかの書面

5 講習手数料

警備業務の区分	講習の区分	講習手数料
身辺警備業務	新規取得講習	34,000円
	追加取得講習	10,000円
雑踏・交通誘導警備業務	新規取得講習	38,000円
	追加取得講習	14,000円
施設警備業務	新規取得講習	47,000円
	追加取得講習	23,000円

講習手数料は、三重県収入証紙により講習受講申込書の提出時に納入してください。

なお、既納の講習手数料は、還付しません。

## 6 講習受付時間

## (1) 新規取得講習

新規取得講習の受付時間は、講習初日の午前 8 時 45 分から午前 9 時までとします。

## (2) 追加取得講習

追加取得講習の受付時間は、講習初日の午後 0 時 45 分から午後 0 時 55 分までとします。

## 7 講習業務の委託

講習は、三重県津市栄町 2 丁目 18 番 2 号所在の一般社団法人三重県警備業協会に委託して実施します。

## 8 その他

(1) 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付します。

(2) 受講者は、筆記用具を持参してください。

(3) 御不明な点については、三重県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 059-222-0110 内線 3023）又は三重県内の警察署生活安全課へ問い合わせてください。

## 公 告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 2 項の規定により、次の基本測量が平成 30 年 3 月 23 日に終了した旨、国土地理院の長から通知がありました。

平成 30 年 5 月 22 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

## 1 作業種類

基本測量（電子国土基本図（地名情報）「住居表示住所」整備業務）

## 2 作業地域

鈴鹿市

---

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 30 年 2 月 23 日に終了した旨、津地方法務局長から通知がありました。

平成 30 年 5 月 22 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

## 1 作業種類

公共測量（不動産登記法第 14 条第 1 項地図作成）

## 2 作業地域

津市長岡町、同市渋見町、同市一身田上津部田及び同市観音寺町

---

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為の公共施設に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成 30 年 5 月 22 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

伊賀市小田町字泥畑 265 の一部ほか 6 筆ほか

## 2 公共施設の種類

道路

## 3 位置及び区域

伊賀市小田町字泥畑地内

## 4 許可を受けた者の住所及び氏名

和歌山県新宮市新宮 3647

株式会社イーストトレジャー

代表取締役 上 村 憲一郎

5 工事完了年月日  
平成 30 年 5 月 2 日

## 労 働 委 公 告

労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）第 10 条の規定により、あっせん員候補者を次のとおり委嘱しましたので、労働関係調整法施行令（昭和 21 年勅令第 478 号）第 4 条及び労働委員会規則（昭和 24 年中央労働委員会規則第 1 号）第 68 条第 1 項の規定により公告します。

平成 30 年 5 月 22 日

氏 名	閥	三重県労働委員会会長 歴	向 山 富 雄 委嘱年月日
向 山 富 雄	弁護士		平成 26 年 5 月 9 日
三 浦 敏 秀	弁護士		平成 24 年 5 月 7 日
前 嶽 卓 弥	元三重県労働委員会事務局長		平成 28 年 5 月 9 日
板 垣 謙太郎	弁護士		平成 28 年 5 月 9 日
吉 田 すみ江	弁護士		平成 30 年 5 月 8 日
吉 川 秀 治	連合三重会長		平成 26 年 9 月 22 日
金 森 美智子	連合三重副会長		平成 24 年 5 月 7 日
峯 孝 二	三重交通労働組合執行委員長		平成 27 年 7 月 21 日
浅 野 啓 介	電機連合三重地方協議会事務局長		平成 28 年 9 月 21 日
藤 井 明 彦	UAゼンセン三重県支部長		平成 29 年 3 月 21 日
高 林 学	三交不動産株式会社代表取締役社長		平成 26 年 5 月 9 日
野 呂 利 幸	株式会社松阪鉄工所監査役		平成 26 年 5 月 9 日
村 田 典 子	角仙合同株式会社代表取締役社長		平成 26 年 5 月 9 日
横 山 修 一	日本トランシスティ株式会社取締役専務執行役員		平成 28 年 5 月 9 日
別 所 浩 己	三重県中小企業団体中央会参事		平成 30 年 5 月 8 日
永 田 慎 吾	三重県労働委員会事務局長		平成 29 年 4 月 21 日
辻 司	三重県労働委員会事務局次長兼調整審査課長		平成 26 年 4 月 21 日
田 中 豊 士	三重県労働委員会事務局調整審査課課長補佐兼班長		平成 30 年 4 月 23 日
堀 切 幹 也	三重県労働委員会事務局調整審査課主幹		平成 29 年 4 月 21 日

## 正 誤

平成 30 年 4 月 27 日付け三重県公報第 3000 号に登載しました、保安林の指定をする予定である旨の通知の告示中

ページ	行	誤	正
7	5	間伐に係る伐採をすることができる箇所 は、樹冠密度が 10 分の 8 以上の箇所と する。	間伐に係る森林は、次のとおりとする。 間伐に係る伐採をすることができる箇所 は、樹冠密度が 10 分の 8 以上の箇所と する。

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>